

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の定款第6条の規定に基づく会員の入会手続き、定款第7条に基づく入会金及び会費、定款第8条の規定に基づく会員の退会手続き等について必要な事項を定めるものである。

第2条（適用範囲）

- 1 この規程の対象は、定款第5条第1項第1号に規定される正会員及び同条同項第2号に規定される準会員とする。
- 2 定款第5条第1項第4号に規定される賛助会員の入会手続き等については、賛助会員規程によるものとする。

第3条（国籍条件）

- 1 前条第1項に規定する正会員及び準会員は、日本国籍を有する者とする。
- 2 本協会は、前条第1項に規定する正会員、準会員並びに正会員として入会を希望する個人及び準会員として入会を希望する個人若しくは団体（以下、総称して「入会希望者」という。）の国籍内容を確認するために、必要により、いつでも必要な書類の提出を求めることができる。

第4条（入会の手続き）

- 1 定款第5条第1項第1号に規定される正会員として入会を希望する個人は、本協会会長あてに本協会が定める様式の次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - （1）正会員入会申請書
 - （2）経歴書
 - （3）2名の正会員の推薦状
- 2 定款第5条第1項第2号に規定される準会員として入会を希望する団体は、本協会会長あてに次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - （1）準会員入会申請書
 - （2）団体規約又は事業概要
 - （3）役員名簿
- 3 定款第5条第1項第2号に規定される準会員として入会を希望する個人は、本協会会長あてに次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - （1）準会員入会申請書
 - （2）経歴書
- 4 前3項において、提出された書類に不備があった場合、本協会は、入会希望者に対し、期間を定めて再提出を求めることとし、指定した期日までに提出されなかった場合、入会申請はなかったこととする。

第5条（資格審査条件）

理事会は、前条の規定による正会員及び準会員の入会申請があった場合又は第7条第4項で規定する継続申請があった場合、入会又は継続の可否につき、第3条に規定する条件のほか、次の条件により決定する。

- (1) 本協会の除名処分、解任処分、永久追放処分を受けた者でないこと
- (2) 本協会の期間を定めた処分を受けた者の場合、その期間経過後2年間を経過していること
- (3) 本協会の活動目的・方針に賛同するとともに、事業活動に協力し支援する会員としてふさわしいと認められる個人、法人又は法人でない団体であること

第6条（資格審査の結果通知）

本協会は、入会の可否に関する結果を入会希望者に通知する。

第7条（有資格期間及び継続申請）

- 1 入会した正会員及び準会員の有資格期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 年度の途中で入会した場合の期間は、入会した年度の年度末3月31日までとする。
- 3 有資格期間中において、第4条第2項第2号で規定される団体の規約、役員名簿等が変更になった場合、新たに本協会の会長あてに提出しなければならない。
- 4 正会員及び準会員のうち、入会資格の継続を希望する者は、毎年度4月末日までに、別に定める所定の書類を本協会に提出しなければならない。

第8条（入会金）

- 1 定款第7条に規定する本協会の入会金は、100,000円とする。
- 2 第6条の規定に基づいて入会を認められた入会希望者は、指定された期日までに入会金及び次条の年度会費を本協会に納入しなければならない。期日までに、入会金及び年度会費の全額が納入されなかった場合、入会に関する理事会の承認は取り消され、入会の申請は初めからなかったものとする。

第9条（年度会費）

- 1 定款第7条に規定する会費（年度会費）は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員は、年額50,000円とする。
 - (2) 準会員は、年額10,000円とする。
- 2 前項の年度会費は、毎年度4月末日までに別に定める所定の方式で納めなければならない。
- 3 理事会は、会員から所定の書類を受理した場合、当該会員に対して、資格継続の可否についての結果を通知する。

第10条（退会）

- 1 会員が年度の途中で退会しようとする場合、記名及び捺印をした退会届を本協会会長あてに提出しなければならない。
- 2 会員が年度の途中で退会する場合、既に納付済みの入会金及び年度会費は、理由の如何

に関わらず、返還等の措置は一切行わない。

第11条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会において協議の上、解決を図るものとする。

第12条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第8条第1項及び第9条第1項に規定する金額の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

<附則>

- 1 この規程は、平成30年12月14日に制定し、同年8月16日に遡って施行する。
- 2 この規程は、令和2年6月13日に改訂し、同日より施行する。